

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第495号）

〔訴訟資料公開請求拒否決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年4月22日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った公開請求拒否決定は、妥当である。

第二 審査請求に係る経過

- 1 令和3年5月14日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（行政文書公開請求の内容）
 - （1）大阪府が被告となっている〇〇地裁「〇〇年（〇）第〇〇号」の件に関する訴状等届いたもので、裁判所で公開が許可されている資料の全て（自身のことに触れている項目があるため）
 - （2）情報公開請求の決定通知および決定後の資料等をインターネット上等に公開しても問題ないと思うが、ある場合はその理由の全て
- 2 令和3年5月27日付けで、実施機関は、条例第13条第2項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。
（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求文書の存在又は不存在を明らかにすることは、条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されるおそれがあるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。
- 3 令和3年6月23日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和5年6月26日、実施機関は審査会において実施機関説明を行った。
- 5 令和5年8月8日付けで、実施機関は審査会に対して、意見書（以下「意見書」という。）を提出した。
- 6 令和5年9月15日付けで、審査請求人は審査会に対して、意見書への反論書（以下「意見書に対する反論書」という。）を提出した。

第三 審査請求人が審査請求の理由に挙げる関連事実について

審査請求人は審査請求の理由として、審査請求人とは異なる第三者（以下「別件請求者」とい

う。)が本件請求と同時期に行った行政文書公開請求(以下「別件請求」という。)に対して実施機関が公開決定(以下「別件決定」)を行ったところ、同決定においては審査請求人が本件請求により公開を求めている文書が公開されたことから、審査請求人に対しても別件決定と同様に公開すべきであると主張している。以下、別件決定についての経過を記載する。

1 令和3年〇月〇日、別件請求者は、実施機関に対し、条例第6条の規定により、以下の内容についての別件請求を行った。

(別件請求の行政文書公開請求の内容)

平成〇〇年〇月〇日付けで府立〇〇高校教頭が作成した、同校〇〇教諭あて「回答書」

2 令和3年〇月〇日付けで、実施機関は別件請求者に対し、条例第13条第1項の規定により別件請求について別件決定を行った。

(別件決定の公開決定通知書に記載した行政文書の名称)

回答書(〇〇裁判所〇〇支部〇〇年(〇)第〇〇号事件 甲4号証 副本)

3 令和5年〇月〇日付けで、実施機関は、公開文書に個人情報に記載されていること及び別件決定の決定通知書に事件番号を記載したことが誤りであったため、別件処分を取り消し(以下「別件取消決定」という。)、令和5年〇月〇日付けで、再決定(以下「別件再決定」という。)を行った。

第四 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第五 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件請求(1)において、「〇〇裁判所〇〇支部〇〇年(〇)〇〇号事件」(以下「本件関連訴訟」という。)について、「同事件の甲4号証副本」が別件決定によって決定通知等にも事件番号も記した上で公開されているため本件決定は失当である。

これらの資料等は裁判所で閲覧できるだけでなく、SNS等を通じて、偽名を用いて公文書を多数作成している教頭が作成した回答書は頒布されており、その他の公開された情報とともに入手したので、本件請求(2)についても確認していたことを付記しておく。

2 反論書における主張

(1) 情報公開請求制度について

情報公開請求制度の趣旨から考えると、一度公開されたものは府民に対して差別なく平等に公開すべきものである。

(2) 「第六1(2) 弁明の理由」が事実を認定しており情報の漏洩となっている件について

「条例第10条第1項第2号に掲げる情報を公開することとなるため、本件処分をおこなった」にもかかわらず、「第3 弁明の理由(2)」の中で審査請求人が知りもしない事実を実施機関は漏洩しており、弁明になりえておらず、個人情報の漏洩にあたらなければそ

の他の資料も本件処分を取り消し、すべて公開すべきである。

- ア 条例に反して本件請求に係る行政文書の存在を示している事実
- イ 本件関連訴訟の訴状に審査請求人の名前が記載されているという事実
- ウ 別件請求者が本件関連訴訟の原告であるという事実
- エ 「別件請求者である本件関連訴訟の原告が保有している文書」の公開請求であったという事実
- オ 「静岡県情報公開審査会答申（平成 19 年 7 月 23 日付け静情審第 15 号）」の同審査会の判断の中には、「事件番号」に関しては非開示情報にもかかわらず、別件決定によって「事件番号を記した上で公開」されていた事実
- カ 「審査請求人の名前が記載されているだけで、利害関係がない」などと断定できず、その判断を下すのは裁判所であり、被告側である大阪府ではない。むしろ記載されていることを改めてこの弁明書で事実と認識したので「知る権利」や「確認の利益」があると主張する。
- キ 実施機関の弁明の中に、「静岡県情報公開審査会答申（平成 19 年 7 月 23 日付け静情審第 15 号）」を根拠にしているが、同審査会の結論として「非開示とした文書のうち別表 1 の開示すべき部分欄に掲げる部分は開示すべきである」としているとおおり、裁判が終了したのちに請求人の主張を認めて公開している。

（3）結論

弁明書が改めて審査請求人の根拠を補完しており、審査請求人が知りもしない事実を公開しているため、大阪府では非開示情報にあたらぬことは明白であるので適切に文書を公開すること。

3 意見書に対する反論書における主張

（1）反論の趣旨

条例第 6 条では、「何人も、実施機関に対して、行政文書の公開を請求することができる。」とされており、解釈運用基準（P14 および P15）では「本条は、公開請求権の主体について何の限定もしない趣旨であり、何人も行政文書の公開を請求する権利を有する。」「本条に基づく公開請求については、請求者が誰であっても同じ対応を行うものである。」とされているにもかかわらず、同一内容の公文書を請求した場合に、その結果に差異があることはありえず、条例の趣旨からも逸脱していることは明らかであり、恣意的で違法な遅々として進まない対応を行っているため、条例に基づく権利に従って審査請求している。

具体的には、同姓同名の人がいるかもしれない中で、実施機関はその地位を利用して本件関連訴訟の原告である別件請求者を特定している。そのような中、審査請求人には本件決定を行っておきながら、係争中の裁判資料であるにもかかわらず、弁明書にある通り、本件関連訴訟の原告だからとの理由で公開決定している。このような恣意的判断を実施機関が行っているのは、決定内容に差異が生まれることは予見できたことであり、上記の条例の解釈運用基準からも逸脱している運用を行っているのは明らかである。したがって、条例に従った正しい運用を求めて統一的な決定を行って欲しい思いから実施機関のためを思って審査請求を行っている。

また、弁明書において審査請求人が知りもしない事実を認定し、それが個人情報の漏洩に

あたるのではないかと指摘しており、何が個人情報であり、どのように個人情報の漏洩の再発防止に努めているのか府民として知る権利を行使している。

決定通知等の情報公開請求の結果を公開しているインターネットサイトやSNSもあることから大阪府の運用を確認したところ公務員の氏名がわかる公文書を公開決定している場合、起案は黒塗りではないが、その他公文書の公務員の氏名が黒塗りになるなど統一的な判断ができていないまま公開されていることが確認できている。また、本来黒塗りのはずの個人名と思われる内容であってもそのまま公開されている事実も確認できた。

このような状況から判断して、場当たりので個人情報が何かわかっていない恣意的な運用を度々行い、情報漏洩を繰り返し起こしているのが現状である。これは処分庁の公務員が通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と相手の権利利益を侵害するような行為を行っていることと同意である。したがって、本件決定を取り消し、すでに公開されているのだから同様に公開決定されるべきである。

(2) 過去の経緯

ア 弁明書において審査請求人が知りもしない事実を認定しており、あろうことか実施機関は、弁明書を他人に誤送付し、報道提供されることなく隠ぺいしている経緯がある。

①本件関連訴訟の存在

②別件請求者が本件関連訴訟事件の原告である事実

③実施機関の弁明の中に、「静岡県情報公開審査会答申（平成19年7月23日付け静情審第15号）」を根拠にしているが、同審査会の結論として「非開示とした文書のうち別表1の開示すべき部分欄に掲げる部分は開示すべきである」としているとおおり、裁判が終了したのちに、請求人の主張を認めて公開しているにも関わらず、実施機関は本件決定を下しており、弁明の根拠になりえない等

上記を含めて7点ほど事実認定等をしている弁明書が存在している。

イ 本件決定は、実施機関が同様の請求内容に対して公開している事実を隠ぺいする目的で職権濫用した処分であることをあたかも「事務上の誤り」としているが、インターネット上で公開された他人の請求内容で既に公開決定されており、同様の対応がとられていないことが判明した。なお、令和3年〇月〇日付〇〇第〇号にも事件番号は記載されている。

ウ 情報公開制度で大阪府の他の部署（法務課訴訟・コンプライアンス推進グループ）に請求した「大阪府が敗訴した大阪地裁の判決文」は令和3年〇月頃に公開されている事実があり、裁判資料ならば一切公開されないわけではない。

エ インターネット上に部分公開されていた大阪府が作成した準備書面によると「令和3年〇月〇日情報公開請求〇号」について〇号の請求人の勤務先を第三者である本件関連訴訟の原告に情報漏洩している事実を確認した。請求人の所属や属性について第三者は知ることができないはずであるが、処分庁の公務員は、その地位を利用して第三者に故意に漏洩させていると言わざるをえない。

(3) 反論の理由

実施機関は、意見書において、審査請求の理由が認められない根拠として、別件決定を取り消したことを主張している。また、公開決定の再決定処分日ならびに文書番号も公開している。

これについては、大阪府情報公開審査会に対して誤認させるような表現であり、審査請求

人とはなんら関係のない他人である別件請求者の処分をあたかも審査請求人に対して行ったように記載し、あたかも取り消して正しく公開決定したように見せかけているものである。

現在、審査請求を行っている処分に対して一切、取消決定はなされておらず、公開請求拒否決定処分のままである。当然ながら、審査請求人がまったく知りえることが本来ないはずの処分庁が別件請求者に行った別件取消決定ならびに別件再決定の存在と「決定内容＝公開決定の再決定処分」を明らかにしている。このように他人の決定処分を根拠とするならば、情報漏洩にあたらぬのかを含めて審査請求を行わざるを得ず、府民としての権利を行使しているにすぎない。

ところで、「事務上の誤りであることは明らかであり、審査請求の理由として認められるものではない」としているが、会計上の不正などを国民が監査する目的で公文書を請求できる権利をこのような主張で審査請求が阻害されることはありえない。事務上の誤りで情報漏洩の事実を認めた場合、被害者の意図を聞き報道提供の意思があれば報道されるが、「被害者がただちに報道提供するように」と伝えても行わず、担当者の〇〇が退職した事実をもって隠ぺいしている状態が続き、審査請求から数年たって今回の意見書に対する反論書の提出を求められている。「令和5年4月情報公開事務の手引きおよび以前の手引き」に従った適切な運用をしているとはいいがたい。

また、「事務上の誤り」とは具体的に何を指すのかわからないが、別件再決定と同様取り消して公開決定処分とするのが本来の運用であり、以前の弁明書では「事務上の誤りであることは明らかである」などという主張は一切なされておらず、今回理由を変遷して追加しているが、請求者の権利を阻害する事由にあたらぬのは明らかであり、審査請求したことで初めて事務上の誤りが明らかになったといえるので権利の行使として何ら問題はなく至って正しい請求である。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

審査請求人は、審査請求書において「本件請求(1)において、本件関連訴訟について、『同事件の甲4号証副本』が別件決定によって決定通知等にも事件番号も記した上で公開されているため、『公開請求拒否決定処分』は失当である。」と主張している。

本件請求に係る文書は係争中の裁判資料であり、その閲覧・謄写を裁判所に申請する場合、係属中の事件記録については、裁判所の執務に支障がある場合、閲覧謄写ができないことがあり、利害関係人として申請する場合、利害関係の疎明が不十分な場合は、謄写は許可されないことがあるとされている。審査請求人は本件関連訴訟の訴状に名前が記載されているだけであり、利害関係があるとは認められない。

審査請求人が本件関連訴訟について、「同事件の甲4号証副本」が別件決定によって決定通知等にも事件番号も記した上で公開されていることを根拠として、本件決定を失当と主張しているが、別件請求者は本件関連訴訟の原告であるため利害関係者であることは明白

である。また、別件請求者自身が保有している文書の公開請求であったため、本件請求とは性格を異にすることは明らかであり、失当との主張の根拠にはなりえない。

また、非開示決定処分時に係争中であった民事訴訟に関する公文書の公開の是非が争われた事案において、静岡県情報公開審査会答申（平成19年7月23日付け静岡審第15号）では、「本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書には、実施機関の訴訟代理人や実施機関の職員による訴訟の見通し、実施機関の訴訟代理人から実施機関の職員に対する訴訟を遂行するにあたって必要な資料の作成等の指示、将来の期日における主張立証の内容等が含まれており、これらの情報から、訴訟に対する県の方針、対応策等を知ることができる」とした上で、これらの情報が開示された場合には、「県の財政上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」と判断し、これらの情報の非開示性を認容している。

（3）結論

以上のとおり、本件請求に係る本件決定は、妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

本件請求に係る対象文書には事件番号と裁判所名の記載があり、これらを開示することにより、その事件番号が付されている訴訟を特定でき、当該訴訟の原告らの住所氏名等を知ることができる。これらの情報は個人識別情報であり、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもので、条例第9条第1号の個人情報に該当し、公にすることで個人の権利利益を害されるおそれがあるものとして、条例第12条により、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求拒否を決定した。

審査請求人は、別件決定の決定通知において事件番号を記していることを根拠に、本件決定は失当だと主張している。

確かに審査請求人の主張のとおり、別件決定において実施機関を被告とする事件の事件番号と裁判所名を記載し、行政文書の全部を公開しているが、これは別件請求者（訴訟当事者）による行政文書の公開請求であったため、個人情報の開示請求手続と錯誤し、情報を開示したものである。

事件番号と裁判所名は個人識別情報に該当することから、公開決定通知書に記載すべきではなかったため、別件決定を取り消して適切な決定を行う予定である。

3 意見書における主張

審査請求人は別件決定で本件請求に係る文書が公開されていたことをもって、本件決定が違法であると主張しているが、別件決定については下記により取り消し、事件番号の記載を削除して別件再決定を行った。

よって、審査請求人の主張は認められないものと意見する。

（1）取り消した公開決定

令和3年○月○日付け○○第○号（別件決定）

（2）公開決定の取消日及び再決定処分日

（ア）公開決定の取消日

令和5年○月○日付け○○第○号（別件取消決定）

（イ）公開決定の再決定処分日

令和5年〇月〇日付け〇〇第〇号（別件再決定）

（3）取消理由

公開した文書には、個人情報に記載されており、条例第9条第1号に該当するため公開決定を取り消し、同号に該当する情報を非公開とする再決定を行った。

なお、公開決定通知書に記載した「事件番号」は、個人識別情報にあたり、個人が裁判に関与しているという事実は「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」で、条例第9条第1号の個人情報に該当し、通知書に記載すべきものではなく、事件番号の記載のない通知書を送付した。

（4）意見

別件決定は事務上の誤りであることが明らかであり、別件決定で本件請求に係る文書が公開されていたことをもって、本件決定が違法であるとする審査請求人の主張は認められるものでない。

第七 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由

（1）条例第12条について

条例第12条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる条例第8条又は第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めたものである。なお、条例第12条の運用にあたっては、請求に係る行政文書の存否が明らかになることによって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断することが求められる。

条例第8条又は第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合とは、請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで適用除外事項に該当する情報を公開することとなる場合をいう。

本件請求は、「大阪府が被告となっている本件関連訴訟に関する訴状等」の公開を求めるものである。

実施機関が請求に係る行政文書を保有している場合に、仮に条例第9条に当たることを理由として非公開決定をするとすれば、特定の個人が府を相手に訴訟をしている当該事件番号の訴訟が存在することが明らかとなる。

そこで、ある個人が府を相手に提起する訴訟に係る行政文書について事件番号を記載した行政文書公開請求が行われた場合に、当該個人が府を相手に提起する当該事件番号の訴訟に係る行政文書の存否を明らかにすることが、条例第9条第1号に該当するか検討する。

ア 条例第9条第1号について

同号の個人情報とは、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、
- ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、
- ・一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

イ 条例第9条第1号該当性について

本件請求の対象文書に記載されている裁判所名及び事件番号について、要件アから要件ウの該当性を検討する。

なお、要件イの「特定の個人が識別され得る情報」とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

本件請求では、公開を求める行政文書は事件番号をもって特定されている。事件番号は、裁判所の名称、受理年度、事件記録符号、番号により構成されるところ、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項によれば、何人も事件番号で特定して訴訟記録の閲覧を請求することができる。訴訟記録には、当該訴訟に関与する個人の氏名や事件内容等が記載されており、事件番号と訴訟記録に記載されている情報を結びつけることによって、当該訴訟に関与する個人を識別することができる。

したがって、裁判所名及び事件番号は、それ自体から直ちに個人が識別されるものではないが、これを公にすれば、受訴裁判所の訴訟記録と照合することにより、特定の民事訴訟事件に係る関係者を識別することができることとなり、要件ア及び要件イに該当する。

次に、仮に訴訟記録を閲覧できた場合に知ることができる個人が訴訟に関与しているという事実について、要件ウの該当性を検討する。要件ウの「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」とは、一般に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。

この点、民事訴訟法第91条第1項により、何人も訴訟記録の閲覧を請求することが認められているため、個人が訴訟に関与している事実は一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものとは言い難いともいえる。しかし、閲覧請求を行うに当たっては、閲覧請求をする者は裁判所名及び事件番号により閲覧を請求する事件を特定することが前提となっている。また、事件を特定できたとしても、訴訟記録の閲覧が必ず認められるわけではなく、同法第92条第1項により、一定の場合には閲覧等の制限がなされ

る場合があり、その場合は閲覧できる者は訴訟の当事者に限られる。以上のことを踏まえると、同法第 91 条第 1 項の存在をもって訴訟記録は何人も何の制限もなく閲覧できる情報であるとはいえず、仮に訴訟記録を閲覧できた場合に知ることができる個人が訴訟に関与しているという事実について、要件ウの該当性が否定されるものではない。

これらのことから、その訴訟の事件番号が公知である場合は格別、個人が訴訟に関与しているという事実は、一般に社会通念上、他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、要件ウに該当する。

以上により、条例第 9 条第 1 号に該当する。

(2) 条例第 12 条の該当性について

(1) 記載のとおり、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第 9 条第 1 号の個人情報公開することとなり、同号によって保護すべき個人のプライバシーが損なわれることになるため、条例第 12 条の要件に該当し、実施機関による本件決定は妥当であると認められる。

(3) 別件決定の本件決定への影響について

審査請求人は別件決定で本件請求に係る文書が公開されていたことをもって、本件決定が違法であると主張する。

一方、実施機関は、第六 3 (2) 及び (3) のとおり、別件決定について、公開することとした文書に個人情報が含まれていたこと及び決定通知書に事件番号を記載していたことを理由に、令和 5 年〇月〇日付けで別件決定を取り消し、同年〇月〇日付けで別件再決定を行っており、審査請求人の主張は認められないと主張する。

当審査会は、本件決定に係る条例の適用について、その適否を判断するものである。

別件決定では、実施機関は本来非公開としなければならない個人情報を公開し、また非公開としなければならない事件番号を誤って決定通知書に記載していたが、本件審査請求を契機にそのことを認識し、上記のとおり、職権により別件決定を取り消している。

審査請求人は、別件決定において公開決定通知書に事件番号を記したうえで対象となる文書が別件請求者に公開されており、当該事件番号に係る文書が存在することは明らかであるから、本件決定においても対象となる文書を公開すべきであると主張しているものと解される。

しかし、実施機関は別件決定を取り消しており、非公開としなければならない事件番号を誤って一時的に公開してしまったものの、それをもってその事件番号が直ちに公知のものになったとは認められないことから、その事件番号は依然として一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものに当たるといえる。

したがって、公知のものになったとは認められない事件番号が記載された本件請求に対して実施機関が本件決定を行ったことは妥当であり、別件決定を理由とする審査請求人の主張は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋